



中国木材株式会社 能代工場(秋田県能代市)

第Ⅲ章

木材需給・利用と木材産業



我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に多用してきた。我が国の木材需要は近年回復傾向にあり、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にある。

木材の利用は、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも貢献する。近年では、住宅分野に加え、公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅分野における構造・内外装での木材利用や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取組が進められている。

このような中、木材産業の競争力の強化や国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及等の取組が進められている。

本章では、木材需給の動向、木材利用の動向及び木材産業の動向等について記述する。

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

(ア) 世界の木材需給の概況

(世界の木材消費量及び生産量)

国際連合食糧農業機関(FAO)によると、世界の産業用丸太の消費量は、近年おおよそ20億 m^3 で推移しており、2023年は前年比4.4%減の19億3,062万 m^3 であった(資料Ⅲ－1)。産業用丸太以外の燃料用丸太の消費量は、2023年は前年比0.2%減の19億5,986万 m^3 であり、99%以上が生産国内で消費されている。

世界の産業用丸太の生産量は、2023年は前年比4.3%減の19億2,460万 m^3 であった。また、製材の生産量は、前年比3.9%減の4億4,460万 m^3 、合板等の生産量は、前年比1.4%増の3億8,145万 m^3 であった¹。

(世界の木材輸入量の動向)

2023年における世界全体の木材輸入量は、産業用丸太については、前年比13.2%減の1億268万 m^3 であった。中国が世界最大の輸入国で、10年前の2013年と比べると、輸入量は4,493万 m^3 から3,803万 m^3 に15.4%減少した。世界の輸入量に占める中国の割合は35.0%から37.0%に上昇した。我が国の輸入量は456万 m^3 から202万 m^3 に55.8%減少した。

製材については、前年比6.9%減の1億2,725万 m^3 であった。中国が世界最大の輸入国で、2013年と比べると、輸入量は2,402万 m^3 から2,690万 m^3 に12.0%増加した。一方、我が国の輸入量は750万 m^3 から334万 m^3 に55.4%減少した。

合板等については、前年比8.8%減の8,405万 m^3 であった。米国が世界最大の輸入国で、2013年と比べると、輸入量は854万 m^3 から1,492万 m^3 に74.7%増加した。一方、我が国の輸入量は463万 m^3 から304万 m^3 に34.3%減少した(資料Ⅲ－2)。

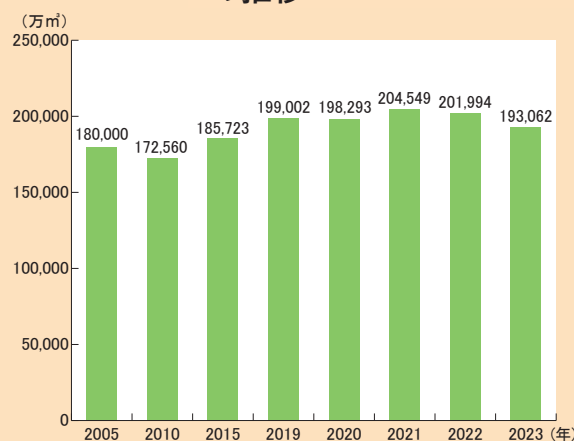
(世界の木材輸出量の動向)

2023年における世界全体の木材輸出量は、産業用丸太については、前年比12.5%減の9,667万 m^3 であった²。ニュージーランドが世界最大の輸出国で、2013年と比べると、輸出量が1,655万 m^3 から2,121万 m^3 に28.2%増加した。

製材については、前年比8.6%減の1億3,041万 m^3 であった。カナダが世界最大の輸出国で、2013年と比べると、2,802万 m^3 から2,311万 m^3 に17.5%減少した。

合板等については、前年比5.0%減の8,480万 m^3 であった。中国が世界最大の輸出国で、2013年と比べると、1,348万 m^3 から1,439万 m^3 に6.7%増加した(資料Ⅲ－3)。

資料Ⅲ－1 世界の産業用丸太消費量の推移



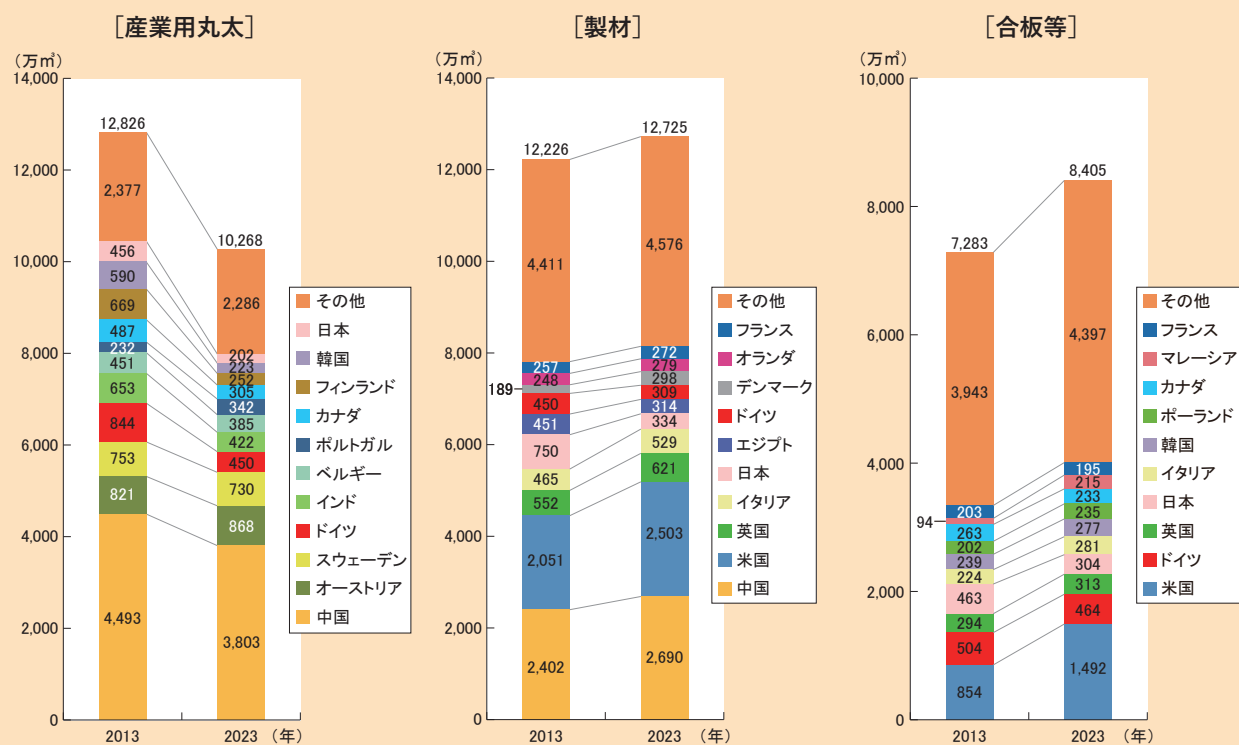
注：消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。

資料：FAO「FAOSTAT」(2024年12月10日現在有効なもの)

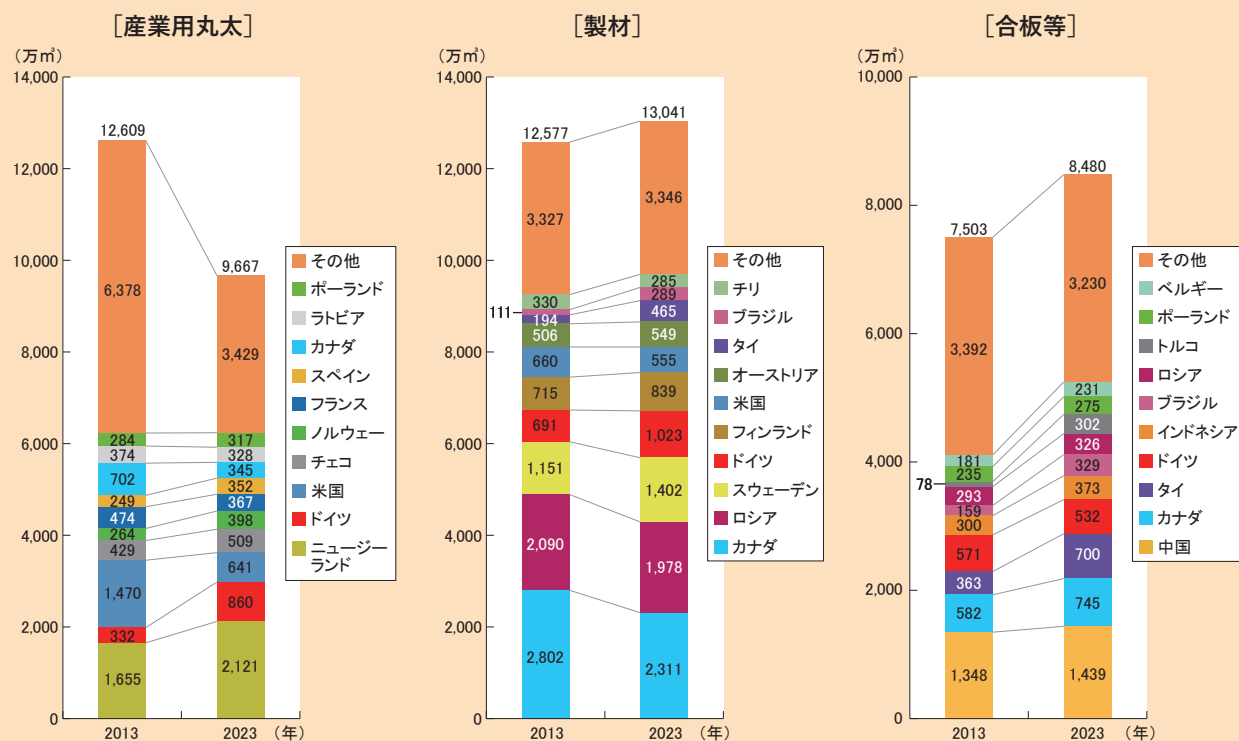
¹ FAO「FAOSTAT」(2024年12月10日現在有効なもの)

² 輸入量と輸出量の差は、輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

資料Ⅲ－２ 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸入量(主要国別)



資料Ⅲ－３ 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸出量(主要国別)



注１：合板等には、合板、パーティクルボード、OSB及び繊維板を含む。

注２：計の不一致は四捨五入による。

資料：FAO「FAOSTAT」（2024年12月10日現在有効なもの）

(イ)2023年の各地域における木材需給の動向³**(北米の動向)**

2023年の北米では、高インフレや金利による需要の冷え込みから、前年からの住宅市場の低迷が継続しており、住宅着工戸数は前年比9%減の141万戸となった。新型コロナウイルス感染拡大により高騰した針葉樹製材価格は、2023年には252米ドル/m³となり、過去最高水準に近い価格であった前年からは下落した。



木材輸入に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/mokuzai_yunyuu_ge njou.html

2023年の米国における針葉樹製材生産量は前年比0.8%減の6,350万m³、カナダの生産量は前年比6.0%減の3,420万m³となり、特にブリティッシュコロンビア州では、アメリカマツノキクイムシによる虫害は終息したものの、森林火災や州政府の森林政策の影響等により大幅に減少しており、生産量は前年比12.6%減となった。また、米国の針葉樹製材消費量は前年からほぼ横ばいの8,780万m³、カナダの消費量は前年比6.4%減の1,200万m³となった。貿易取引に関しては、米国では需要低迷と低価格を要因として、カナダ、欧州からの針葉樹製材輸入量が共に減少した。カナダでは針葉樹製材の輸出が前年比13.7%減の240万m³となり、40年以上ぶりの低水準となった。

(欧州の動向)

2023年の欧州の針葉樹製材生産量は、前年比6.8%減の1億730万m³となった。針葉樹製材消費量は、住宅着工戸数の顕著な減少等により前年比8.4%減の8,790万m³となり、2014年以来の低水準となった。欧州産の針葉樹製材の需要は、北アフリカや中国では前年より増加したものの、それ以外の地域では減少した。

(ロシアの動向)

2023年のロシアの針葉樹製材生産量は、約3,600万m³と前年と同水準となっており、4割以上が国内で消費されている。ロシアの針葉樹製材の輸出は、中国が多く在庫を保持していたことにより減少したが、同国は依然として最も重要な貿易相手国となっている。

(ウ)国際貿易交渉の動向

我が国は、多くの国や地域との間で経済連携協定等の締結に取り組んできた。平成30(2018)年に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP協定)」、平成31(2019)年に「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU・EPA)」、令和2(2020)年に「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)」、令和3(2021)年に「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)」、令和4(2022)年に「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が発効した。これらの協定の締結においては、林産物の関税率の引下げが我が国及び相手国の持続可能な森林経営に悪影響を及ぼすことがないよう配慮して交渉を行い、合意に至ったものである。

³ 各地域における木材需給の動向の記述は、UNECE/FAO (2024) Forest Products Annual Market Review 2023-2024による。

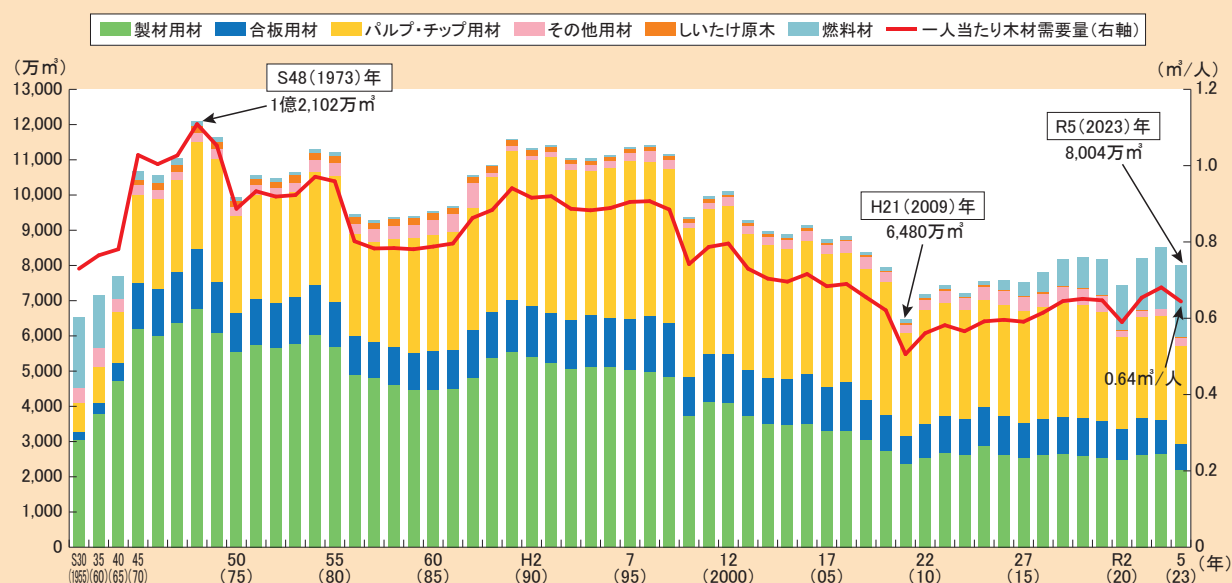
(2)我が国の木材需給の動向

(木材需要の動向)

我が国の木材需要量⁴は、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万 m^3 となったが、オイルショックやバブル景気崩壊後の景気後退等により減少傾向となり、平成21(2009)年にはリーマンショックの影響により、前年比18.5%減の6,480万 m^3 と大幅に減少した。近年は、木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復した。令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んだが、その後、経済活動の回復により木材需要も回復した。令和5(2023)年の木材需要量は、燃料材の需要は増加したものの、木造が多くを占める戸建住宅の新設着工戸数の減少による建築用材等⁵の需要減少等により、前年比5.9%減の8,004万 m^3 となった。これにより、我が国の人口一人当たり木材需要量は0.64 m^3 /人となった。

用材全体の需要量は前年に比べて813万 m^3 減少し、前年比12.0%減の5,937万 m^3 、燃料材は前年に比べて311万 m^3 増加し、前年比17.9%増の2,048万 m^3 となった。また、木材需要全体に占める製材用材の割合は27.2%(2,179万 m^3)、合板用材は9.3%(747万 m^3)、パルプ・チップ用材は34.7%(2,780万 m^3)、その他用材は2.9%(231万 m^3)、燃料材は25.6%(2,048万 m^3)となっている(資料Ⅲ-4)。

資料Ⅲ-4 木材需要量の推移



注：平成26(2014)年から燃料用チップを「燃料材」に加えている。

資料：総務省「人口推計」、林野庁「木材需給表」

(国産材供給量の動向)

我が国における国産材供給量⁶は、平成14(2002)年の1,692万 m^3 を底として、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材

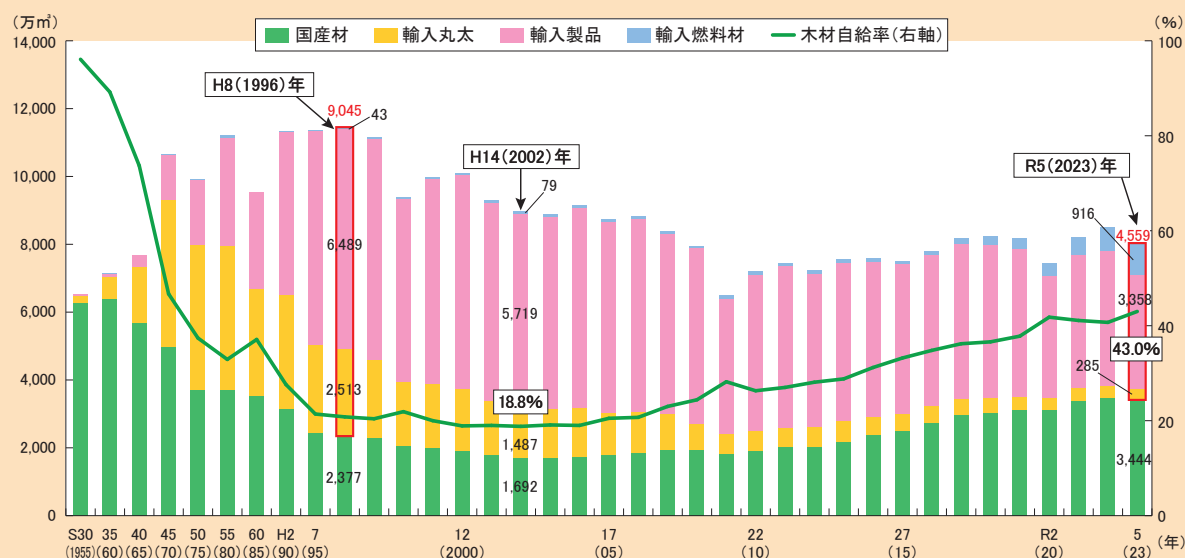
⁴ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。このうち、燃料材とは、木炭、薪、燃料用チップ、木質ペレットである。いずれの品目についても丸太換算値。

⁵ 「建築用材等」は、木材需給表における「製材用材」と「合板用材」の合計。

⁶ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

利用の増加等を背景に増加傾向にあったが、令和 5 (2023) 年の国産材供給量は、全体で前年比0.4%減の3,444万 m^3 となった(資料Ⅲ－5)。このうち、建築用材等は前年比9.4%減の1,618万 m^3 となった。林野庁は、建築用材等における国産材利用量の目標を定めており、令和 7 (2025) 年度までに2,500万 m^3 を目指すこととしている。

資料Ⅲ－5 木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

(木材輸入の動向)

我が国の木材輸入量(丸太換算値)⁷は、平成 8 (1996) 年の9,045万 m^3 をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年の木材輸入量は、燃料材が増加したものの丸太・木材製品が共に減少した結果、前年比9.7%減の4,559万 m^3 となった。このうち、製品の輸入量は、前年から15.5%減少して3,358万 m^3 となった。一方、燃料材の輸入量は前年から28.5%増加して916万 m^3 となった(資料Ⅲ－5)。

品目別に令和 5 (2023) 年の輸入量(製品ベース)をみると、丸太は、前年比19.4%減の202万 m^3 となった。このうち北米からの輸入は、需要の停滞や大手の製材工場の火災、日本の合板メーカーの減産等により、米国は前年比23.1%減の115万 m^3 、カナダは前年比16.8%減の58万 m^3 となった。

製材は、前年比31.9%減の333万 m^3 となった。特にEUからの輸入は、過剰在庫の調整、住宅需要の減少、米マツ製材や国産材への転換、円安の影響等から輸入量が大幅に減少し、前年比36.1%減の164万 m^3 となった。カナダからの輸入についても、需要の停滞や国産材への転換の動きなどから輸入量が減少し、前年比18.7%減の76万 m^3 となった。

合板は、前年比28.1%減の140万 m^3 となった。特にインドネシアやマレーシアからの輸入は、需要の停滞に加え円安の影響もあり、インドネシアは前年比28.6%減の54万 m^3 、マレーシアは前年比29.3%減の53万 m^3 となった。

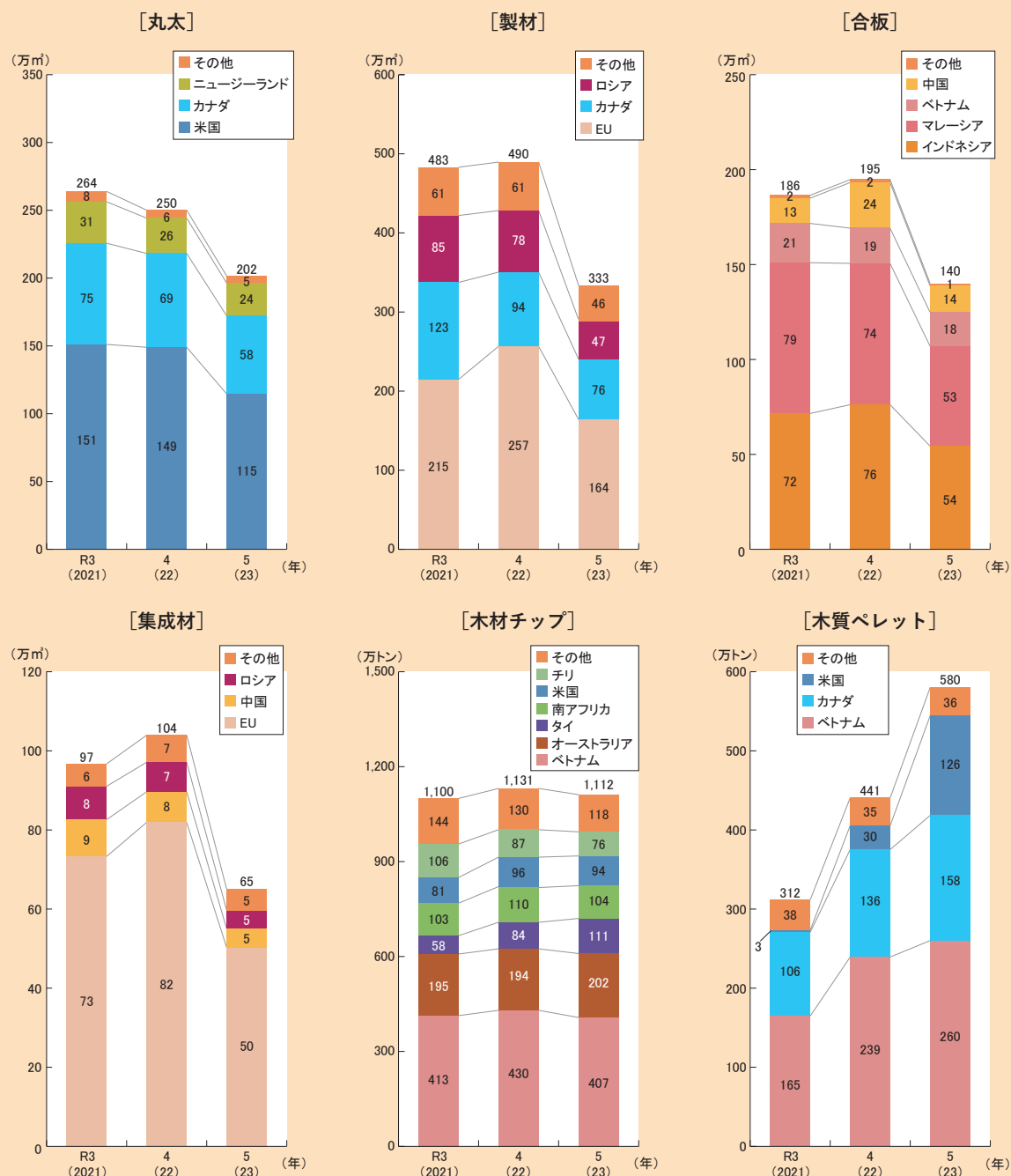
集成材は、前年比37.5%減の65万 m^3 となった。特にEUからの輸入は、製材と同様に過剰在庫の調整、住宅需要の減少、米マツ製材や国産材への転換、円安の影響等から、前年比38.7%減の50万 m^3 となった。

⁷ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、燃料材を含む総数。

木材チップは、前年比1.7%減の1,112万トンとなった。輸入木材チップの主な用途である、紙・板紙の内需が長期にわたり減少傾向であることに加え、令和5(2023)年はデジタル化の進展によるグラフィック用紙の不振や、パッケージング用紙や衛生用紙の需要減が影響した。このような中、ベトナムからの輸入は前年比5.3%減の407万トンとなった一方で、オーストラリアからの輸入は前年比4.1%増の202万トン、タイからの輸入は前年比32.3%増の111万トンとなった。

木質ペレットは、前年比31.7%増の580万トンとなった。国内ではFIT制度及びFIP制度を背景とした木質バイオマス発電所の新規稼働が相次いでおり、国内需要の高まりから近年

資料Ⅲ－6 品目別の木材輸入量の推移



注：計の不一致は四捨五入による。
資料：財務省「貿易統計」

輸入量が急増している。このうち、ベトナムからの輸入量は前年比8.7%増の260万トン、カナダからの輸入量は前年比16.5%増の158万トン、米国からの輸入量は前年比4.2倍の126万トンとなった(資料Ⅲ－6)。

(ロシア・ウクライナ情勢の影響)

ロシアは、2022年3月に、我が国を含む非友好国⁸に対して、チップ、丸太及び単板の輸出を禁止することを発表した⁹。また、我が国は、対ロシア制裁の一環として、木材以外の品目と合わせて、同年4月にチップ、丸太及び単板についてロシアからの輸入禁止措置を実施した。ロシアは同年8月に単板、2023年3月に木材チップの輸出禁止措置を一部解除したが、我が国の輸入禁止措置は令和7(2025)年3月末時点で継続している。

(木材自給率の動向)

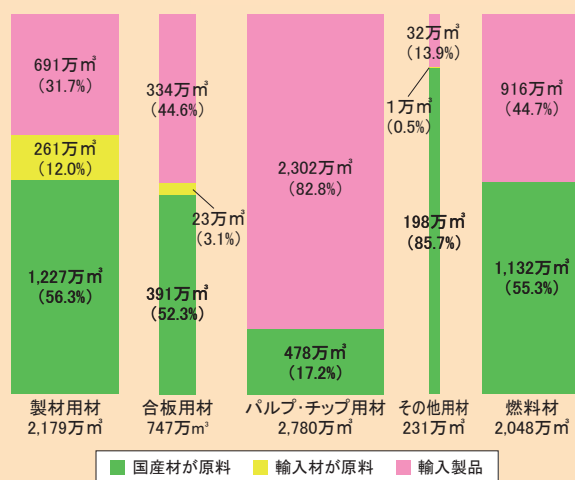
我が国の木材自給率¹⁰は、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成14(2002)年には18.8%となった。その後は、人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等を背景に上昇傾向で推移している。令和5(2023)年は、木材輸入量の減少幅に対して国産材供給量の減少幅が抑えられた結果、木材自給率は前年より2.3ポイント上昇して43.0%となった(資料Ⅲ－5)。自給率を用途別にみると、建築用材等は5.8ポイント上昇して55.3%となり、うち製材用材は56.3%(前年比7.0ポイント上昇)、合板用材は52.3%(前年比2.3ポイント上昇)となった。パルプ・チップ用材は17.2%(前年比1.8ポイント上昇)、燃料材は55.3%(前年比3.7ポイント低下)となっている(資料Ⅲ－7)。

(3)木材価格の動向

(国産材の製材品価格等)

令和3(2021)年は、国内の住宅需要が回復する中で、米国における住宅着工の増加による木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、我が国において輸入木材の不足・価格高騰¹¹が発生した。また、輸入木材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製材品等の価格は春から大幅に上昇した。

資料Ⅲ－7 令和5(2023)年の木材需給の構成



注1：しいたけ原木については省略している。

注2：いずれも丸太換算値。

注3：計の不一致は四捨五入による。

注4：「パルプ・チップ用材」のチップ及び「燃料材」として使用されるチップは、丸太を原料として製造されたチップに限る。

注5：「製材用材」の「輸入製品」には、集成材等を含む。「パルプ・チップ用材」の「輸入製品」には、再生木材(パーティクルボード等)を含む。

資料：林野庁「令和5(2023)年木材需給表」

⁸ 日本、米国、英国、EU27か国、韓国等を含む48の国と地域(2022年3月時点)。

⁹ 2022年3月9日 ロシア政令第313号

¹⁰ 林野庁「令和5(2023)年木材需給表」。木材自給率の算出は次式による。

自給率=(国内生産量÷総需要量)×100

¹¹ 令和3(2021)年における輸入木材の不足・価格高騰については、「令和3年度森林及び林業の動向」特集1第1節10-14ページを参照。

令和3(2021)年は、新型コロナウイルス感染症により新設住宅着工戸数が減少した令和2(2020)年から国内の住宅需要が回復する中で、米国における住宅着工の増加や、海上輸送の混乱に伴うコンテナの海上輸送運賃の高騰等により、輸入木材の不足・価格高騰が発生した。また、これに伴い、輸入木材の代替として国産材の需要が高まったことで、国産材の製材品等の価格が大幅に上昇した。

輸入木材については、それまで量・価格共に安定的とみられていたが、供給リスクが顕在化した。また、国産材については、国内の製材工場等は稼働率を上げて対応したものの、乾燥施設等の処理能力や労働力等がボトルネックとなり短期的な需要の増加に対応することができなかった。

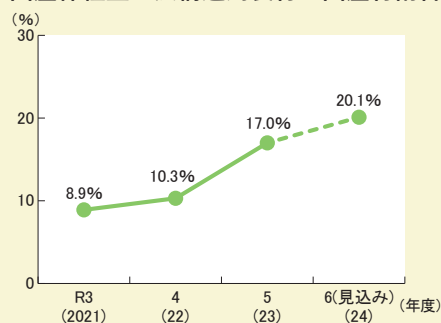
こうした、いわゆるウッドショックの発生を受け、林野庁では、緊急の対応として、令和3(2021)年度に、川上から川下までの関係者による需給情報連絡協議会を中央及び全国7地区において3巡にわたって開催し、国産材製品への転換事例の周知などを行った。また、戦略的対応として、乾燥施設整備による国産材製品の供給力強化や、原木の安定的な供給に向けた間伐・路網整備の更なる推進等に必要な対策を実施した。各森林管理局では原木需要増に対し、立木販売の前倒し等、国有林材の供給量を調整し対応した。

また、川中・川下の関係者においては、輸入木材の供給リスクが顕在化したことで、国産材に対する意識が従前から変化してきている。

例えば川下においては、一般社団法人全国木材組合連合会及び全国建設労働組合総連合が令和4(2022)年に実施したアンケートによると、「ウッドショック」を経て「外材製品から国産材製品へ転換した」と回答した工務店の割合は、柱材では45.1%、横架材等では44.5%であった。また、同年に設立されたツーバイフォー建築における国産木材活用協議会の需給調査報告によると、コンポーネント会社における国産枠組壁工法構造用製材の国産材率は、令和3(2021)年度の8.9%に対し令和6(2024)年度は20.1%まで上昇する見込みとなっている。

川中においては、工務店やハウスメーカー等が部材を輸入木材から国産材に転換する動きを受けて、製材工場等でも国産材供給に向けた施設整備が進展している。例えば栃木県の二宮木材株式会社では、国産材を活用した横架材の生産を一層強化するため、加工機械の大規模化・高効率化や半製品保管庫の拡大を進めているほか、鹿児島県のMEC Industry株式会社では、令和4(2022)年に、国産材からCLTやツーバイフォー工法部材等を生産し、住宅等の製造・販売まで一貫して行う大規模工場が本格稼働するなど、各地で国産材の供給力を増強する動きがみられる。

国産枠組壁工法構造用製材の国産材割合



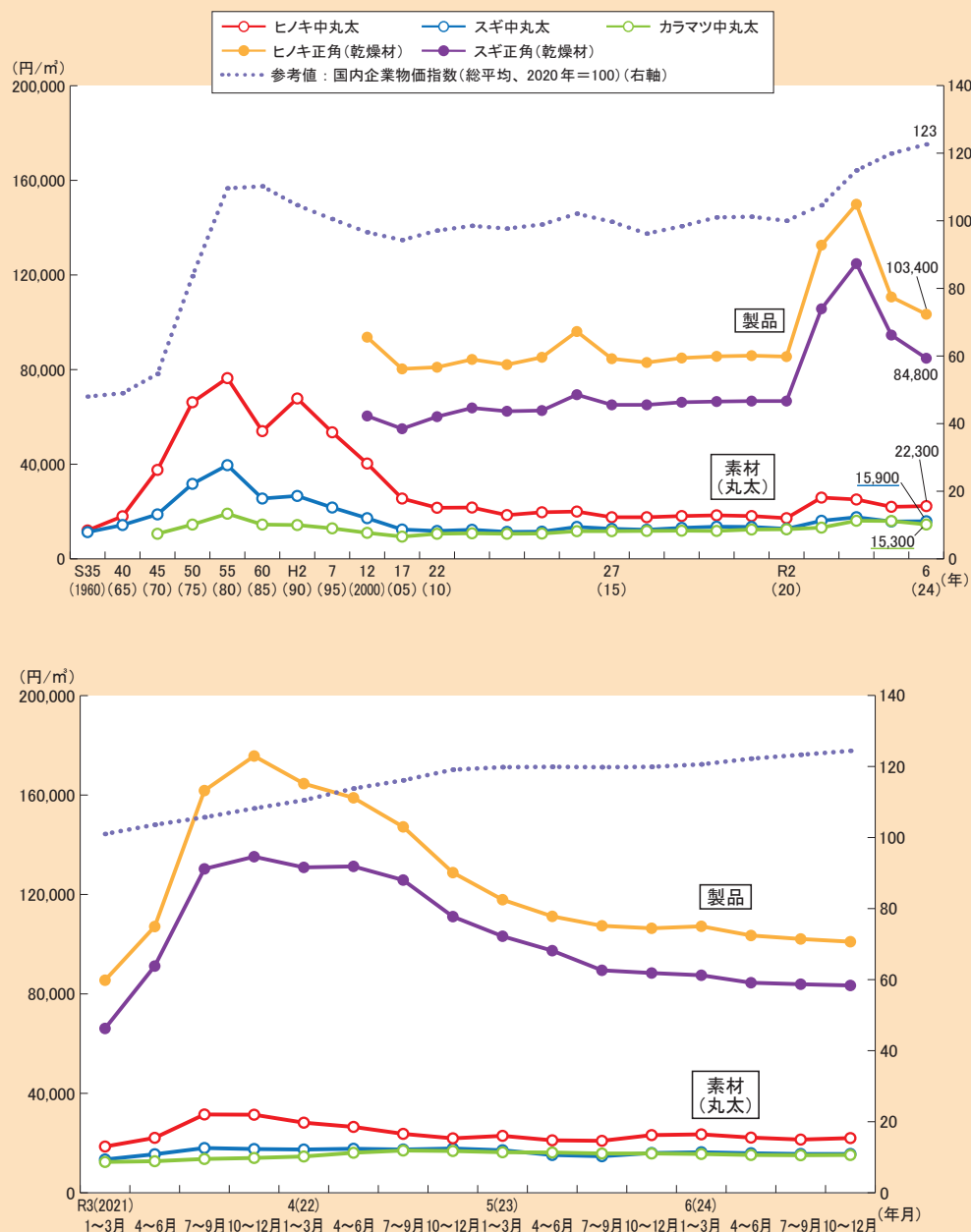
資料：ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会「国産木材需給に関する調査報告書 2023年度版」に基づいて林野庁木材産業課作成。



国産横架材の生産強化に資する半製品保管庫

令和6(2024)年は、国産材の製材品等の価格は令和3(2021)年のピークからは下落傾向にある。一方、国内企業物価指数が上昇している中ではあるものの、価格上昇前の令和2(2020)年と比較すると高い状況にある。国産材の製材品の年平均価格は、スギ正角(乾燥材)は84,800円/m³(前年比9,800円/m³安)、ヒノキ正角(乾燥材)は103,400円/m³(前年比7,300円/m³安)となった(資料Ⅲ-8)。

資料Ⅲ-8 我が国の木材価格の推移



注1:「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)のそれぞれ1 m³当たりの製材工場着の価格。

2:「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)のそれぞれ1 m³当たりの価格(木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格)。

3:「四半期ごとの推移」は、各月の数値を四半期ごとに平均したもの。

4:平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

資料:農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

一方、令和 6 (2024) 年の国産針葉樹チップの年平均価格は17,700円/トン(前年比1,000円/トン高)、国産広葉樹チップの年平均価格は21,900円/トン(前年比1,000円/トン高)となった¹²。

(国内の素材価格)

素材¹³価格は、令和 3 (2021) 年に国産材の需要の高まりなどを受けて上昇し、令和 6 (2024) 年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和 2 (2020) 年よりも高い状況にある。令和 6 (2024) 年の年平均価格は、スギは15,900円/m³(前年比100円/m³高)、ヒノキは22,300円/m³(前年比300円/m³高)、カラマツは15,300円/m³(前年比700円/m³安)となった(資料Ⅲ－8)。

(4) 違法伐採対策

(世界の違法伐採木材の貿易の状況)

2022年に英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)が公表した報告書¹⁴によると、主要な木材由来製品輸出国37か国について調査した結果、木材由来製品の違法取引の割合は、過去20年間で輸出量、輸出額共に減少しているものの、国際貿易の全体的増加に伴い、その数量及び金額は増加している。調査対象以外の全ての国の輸出が完全に合法であると仮定すると、調査対象37か国による2018年の違法伐採に係る貿易は、材積ベース(丸太換算値)で世界の輸出の少なくとも4%(約4,000万m³)、金額ベースで3%(約70億ドル)を占めたと推定している。違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれや、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。EU、オーストラリア等の諸外国では、木材の取引に当たり、市場における最初の出荷者等に対し、木材等の違法伐採のリスクの確認やそのための体制整備等について義務を課している。

(政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進)

我が国では、まずは政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進するため、平成18(2006)年に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく基本方針において、合法性や持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とするよう明記した。同基本方針の策定に併せて林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の証明方法を活用し木材を供給する事業者として、令和 7 (2025) 年 3 月末時点で、149の業界団体により12,002の事業者が認定されている。

(「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」による合法伐採木材等の更なる活用)

民間需要においても、平成29(2017)年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。)により、全ての事業者は合法伐採木材等¹⁵を利用するよう努めることが求められ、特に木材関連事業者¹⁶は、扱う木材等につ

¹² 農林水産省「令和 6 年木材需給報告書」

¹³ 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

¹⁴ CHATHAM HOUSE (2022) Establishing fair and sustainable forest economies

¹⁵ 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等。

¹⁶ 木材等の製造、加工、輸入、販売等を行う者。

いて「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなった。この措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、国に登録された第三者機関である登録実施機関に申請して登録を受けることができる。登録木材関連事業者は、令和7(2025)年3月末時点で、729件登録されている。第一種登録木材関連事業者¹⁷により合法性が確認された木材は、令和5(2023)年度は約3,600万m³と令和5(2023)年の木材需要量の約4割となっている。

林野庁では、情報提供ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、これを通じて合法伐採木材等に関する情報提供や、木材関連事業者の登録促進等の取組を行っている。

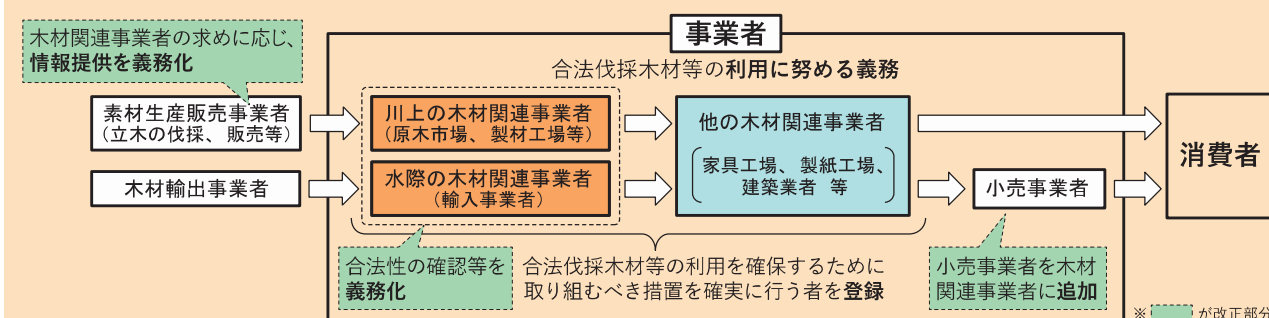
なお、政府調達については、グリーン購入法に基づく基本方針の下、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則し、合法性の確認や分別管理等をすることとなっている。

このような中、クリーンウッド法の施行状況等を踏まえ、違法伐採対策の取組を強化することを目的として、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等に確実に取り組むよう義務付けることなどを内容とするクリーンウッド法の一部改正法が、令和5(2023)年4月に成立し、令和7(2025)年4月に施行されることとなった(資料Ⅲ－9)。林野庁では、円滑な施行に向け、全国各地で説明会や研修を実施し制度について周知しているほか、事業者による合法性確認の取組に対する支援やシステムの整備等を行った。



クリーンウッド法に関する
情報提供ホームページ
「クリーンウッド・ナビ」
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

資料Ⅲ－9 クリーンウッド法改正の概要



(国際的な取組)

我が国は、木材生産国における合法性・持続可能性が確保された木材等の流通及び利用に向けた国際支援に取り組んでいる。2024年には、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて支援していた、グアテマラにおける木材サプライチェーンのトレーサビリティ向上のためのプロジェクトが完了し、同国での合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築が促進された(事例Ⅲ－1)。

また、「アジア太平洋経済協力(APEC)」の「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)会合」では、2024年2月及び8月に違法伐採対策の取組状況についての情報交換が行われた。我が国からは改正したクリーンウッド法の概要等について報告を行った。

¹⁷ 樹木の所有者から丸太を受け取り、加工、輸出等の事業を行う木材関連事業者又は木材等の輸入を行う木材関連事業者のうち、登録を受けた者。

事例Ⅲ－1 国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出によるグアテマラの木材サプライチェーンのトレーサビリティ向上プロジェクト

グアテマラでは、小規模な森林所有者や木材関連事業者の多くにとって法令遵守は労力とコストを投じる動機づけに乏しいこと、伐採地から搬出される木材に対する行政当局の管理・監視体制が脆弱なことなどから、木材流通の実態が不透明で潜在的に違法伐採が起きやすい状況にあった。

同国の国立森林研究所(INAB)がこれらの課題解決に向けて実施するプロジェクトに対し、林野庁はITTOへの資金拠出を通じて支援を行い、木材トレーサビリティの向上を図る様々な取組を推進した。このプロジェクトの成果の一つとして、従来の方法では時間・労力・コストの面で非効率であった木材の材積計測が、写真撮影と簡単な測定だけで可能となるスマートフォンアプリが開発された。このアプリの活用により、林業会社の在庫管理能力の強化、木材輸送に係る許認可取得の迅速化、行政当局の関係者による確認の効率化が図られた。アプリ使用者からは好評を得られており、INABは現在、現場への更なる普及に取り組んでいる。

本プロジェクトでは、このようなアプリ導入による効果に加え、小規模な森林所有者向けの簡易な森林計画策定や、零細な木材関連事業者が法規制の下で適切に事業を行うための支援等を実施しており、これにより、同国内における合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築が促進された。

なお、2024年7月にFAOが公表した「世界森林白書2024^注」において、森林部門のイノベーションに関する18の優良事例の一つとして本アプリを活用した取組が紹介されるなど、他の木材生産国での活用も期待されている。

注：FAO (2024) The State of the World's Forests 2024: Forest-sector innovations towards a more sustainable future



開発された材積推定アプリ



購入した木材に発行された合法性証明書